

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第2号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和32年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
所 属	区 分	警察官	警察官	合 計	所 属	区 分	警察官	警察官	合 計		
			以外の 警察職 員					以外の 警察職 員			
警察 本部	警務 部	[略]			警務 部	[略]			警務 部		
		警務課	19	33		52	警務課	18		31	49
		人財育成課	7	[略]		9	人財育成課	8		[略]	10
		県民課	28	[略]		42	県民課	27		[略]	41
		会計課	[略]	28		31	会計課	[略]		29	32
	[略]				[略]						
	生活 安全 部	[略]			生活 安全 部	[略]			生活 安全 部		
		地域課	[略]	7		30	地域課	[略]		8	31
	[略]				[略]						
	刑事 部	刑事企画課	12	[略]	15	刑事 部	刑事企画課	13	[略]	16	
		捜査第一課	35	[略]	37		捜査第一課	36	[略]	38	
		[略]					[略]				
		組織犯罪対策課	25	[略]	28		組織犯罪対策課	24	[略]	27	
		[略]					[略]				
	機動捜査隊	27	[略]	28	機動捜査隊	26	[略]	27			
	交通 部	交通企画課	9	[略]	11	交通 部	交通企画課	10	[略]	12	
		[略]					[略]				
		交通指導課	18	3	21		交通指導課	19	1	20	
		運転免許課	[略]	32	49		運転免許課	[略]	33	50	
		交通機動隊	39	[略]	40		交通機動隊	38	[略]	39	
	[略]				[略]						
	警備 部	公安課	51	[略]	53	警備 部	公安課	50	[略]	52	
		警備課	12	1	13		警備課	13	2	15	
	[略]				[略]						
	教育訓練者		95		95	教育訓練者		85		85	
	調整定数		4		4	調整定数		15		15	

	計	<u>695</u>	[略]	<u>919</u>
警察署	盛岡東	<u>213</u>	[略]	<u>222</u>
	[略]			
	北上	<u>93</u>	[略]	<u>98</u>
	[略]			
	計	<u>1,502</u>	[略]	<u>1,597</u>
[略]				

	計	<u>696</u>	[略]	<u>920</u>
警察署	盛岡東	<u>211</u>	[略]	<u>220</u>
	[略]			
	北上	<u>94</u>	[略]	<u>99</u>
	[略]			
	計	<u>1,501</u>	[略]	<u>1,596</u>
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年3月27日から施行する。